

## 地域共生社会の在り方検討会議での「議論の視点（案）」等についての意見

日本福祉大学 原田正樹

地域共生社会の在り方を議論するにあたって、以下の論点が必要であると考えます。

①めざすべき理念等に関する再吟味が必要ではないか。

厚労省から示されてきた概念について既定のものとせず、再吟味すべきではないか。

地域共生社会として目指すべき社会像、そのために必要な仕組み（体制や財源など）、具体的な支援（事業や専門職など）、地域づくり（推進基盤の構築など）を明確にしたうえで、社会福祉法第4条1の規定を明確にすること。

その際には、地域共生社会の状態像の説明だけではなく、権利性（権利保障）の視点からの検討が必要と思われる。

※このことを整理することで、地域共生社会の実現にむけて、なぜ「③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」の検討が必要なのかという理解につながるのではないか。

②地域共生社会の実現が、社会福祉法第4条、地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務（第106条の2）包括的支援体制（第106条の3）、重層的支援体制整備事業（第106条の4）に矮小化されているのではないか。

地域共生社会の実現にむけた基盤となる法律を社会福祉法とするのであれば、社会福祉法第4条のみならず、第1章「第1条（目的）、第3条（福祉サービスの基本的理念）、第5条（福祉サービスの提供の原則）、第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）」を見直し、法全体として整合性、体系化が必要ではないか。またこの間の最大課題は「地域間格差」である。任意事業の限界があるのではないか。

※④他の論点について（地域共生社会の担い手としての社会福祉法人・社会福祉連携推進法人等）だけではなく、地域共生社会の実現という視点から、社会福祉法全体を鳥瞰して課題整理をしておくことが必要ではないか。

例えば、地方社会福祉審議会（第7条）、福祉事務所（第14条）、社会福祉主事（第18条）、福祉人材センター（第93条）地域福祉計画（第107条）、社会福祉協議会（第109条）、共同募金（第112条）などの在り方を、地域共生社会の実現という視点から課題整理をしてみる必要があるのではないか。

また第89条で定められている基本指針は、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年8月28日）、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」（平成5年4月14日）以降、改定がされていない。今日的な指針を告示していく必要があるのではないか。

③地域共生社会の実現にむけては社会福祉法だけの問題ではなく、専門職の在り方、地域住民への活動支援、他分野との連携など推進基盤の整備が求められるのではないか。

※「分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について・福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携」

例えば、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法でソーシャルワーカー、ソーシャルワークを明確に位置付けていくこと。生活支援体制整備事業と重層的支援体制整備事業との整合、障害者差別解消法など差別・排除と地域共生社会、更生保護と地域共生社会、社会教育と地域共生社会、多文化共生（社会福祉法第4条の地域住民に外国人は含まれるのか）など、閣議決定された地域共生社会を、福祉分野内外に積極的に位置付けていく必要があるのではないか。

以上